

欧洲の一部の先進国における少子化とその対策 [基調講演]

アントニオ・ゴリーニ

1. 人口構造の変化と政治的対応

近年、超国家的および国家的な政治上の議論において、社会政策および社会政策と雇用・経済政策の相互関係が注目されるようになってきている。特に欧州連合(EU)では社会状況の分析が、「欧洲社会アジェンダ」および社会的排除と年金に対する新たな懸念の観点から、新たな重要性を帯びている。これはまさに、1800年代後半にビスマルクが創設し、欧洲で発展してきた年金制度と福祉制度の持続性に対する警鐘である。この警鐘は政治家はもちろん世論の注目を集め、その根源は、今日欧州諸国が経験している、またはこれから経験するであろう「人口ショック(demographic shock)」である。人口学者はかねてより、人口ショックの到来と、それが非常に広い範囲に渡ることを几帳面に予測してきた。しかし、人口統計学上の緊急事態が一般的な警告に転化するには、経済学者や政治家が、それが福祉制度に及ぼす影響に目を向けてからであった。また、ローマ法王ジョバンニ・パウロ2世が、2002年11月14日に史上初めてイタリア議会に向けて行ったスピーチにおいて「現在、我が国(イタリア)の生活と発展の可能性を左右し、将来に重大な脅威をもたらす」出生の危機、人口減少および高齢化を明言した(ローマ法王ジョバンニ・パウロ2世、2002)ことも、一般の危機感を高める要因となったであろう。

平均寿命の持続的な延長、低出生率または超低出生率が続いているという事実、その結果によ

る人口の高齢化は、近年、欧州連合(EU)およびその他の多くの欧州諸国の人口動向を最も顕著に特徴づける現象であるとともに、EUにおける人口増加の終わりを告げるものである。ユーロstatt(EUROSTAT)の予測によると、EUのほとんどの地域では、2015年までに人口の伸び悩みまたは減少が見られるということである(EUROSTAT、2002)。このために近年では、外国からの移住がEU人口増加の主要要因となっており、過去5年間におけるEUの人口増加の70%は事実上国際人口移動によるものであった。

同時に、世帯と家族にも大きな変化が起きており、特に3つの動向が明白に現れている。第一に、両親と子供が同居する家族の割合が徐々に減少してきている(1988年の52%から2000年の46%)。第二に、過去15年間において、片親(ほぼ例外なく母親)の家庭で暮らす子供の割合が大幅に増加している(1998年には15歳未満の全児童の13%が片親と住んでおり、これは1983年の8%と比較すると大きな増加である)。第三に、単独世帯の数が増えており、平均的な世帯規模が縮小している(平均で2人強)。欧州共同体地域では、カップルとしての生活の第一段階に同棲という形態を取る傾向がますます高まっている。これは、最近の若者は子供が欲しいと思うまで、または2人の関係が安定したと確信できるまで、結婚を延期する傾向があるためである。2001年には、30歳未満の若いEU市民の全カップルの33%が同棲を選択し

ている(EUROSTAT, 2002)。

特に、このような(多くの場合は極度の)低出生率が欧州とその諸国の人口を特徴づける要素となつており、ひいては人口変動を通じて、社会、経済、文化、集合心理、国際関係を特徴づける要素の1つとなっている。平均すると、欧州の合計特殊出生率(TFR)は1.4に下がつており、これは数年前までは考えられない数値であった。一部の欧州諸国・地域では、これがさらに0.8~0.9まで落ち込んでいるが、これは極度の小規模国を除いて、ある程度の人口規模を有している国々の人口において実際に記録されうる出生率の絶対最小値に近い数値である¹⁾。

この状況において、そして現状では出生率が短期間で変化するのは容易ではないと思われることを考慮すると、我々が自問できる質問は、欧州では将来子供が不足するのか、そして国内、海外の両レベルにおける社会的、経済的、その他の多くの意味合いにおいて、このように低水準の出生率が一体長期的にみて持続可能であるか否かということである。これらの疑問は、人口学的観点からみて低出生率が意味する最も重要な点は、個人、家族、全住民および労働力をはじめとするすべての集団における極端かつ急速な高齢化であるという事実から生じるものである。長期的な超低出生率(一般的にTFRが1.3または1.2以下の)諸国(または地域)における2つの最大の難問は、前述したように、年金制度の持続可能性と、急速に減少し極度に高齢化しつつある労働力の持続可能性に関連するものである。他方で、低出生率(一般的にTFRが1.7~1.8程度)が記録されている諸国(または地域)では、非常に漸進的な労働力の減少が、就業機会が不足している今日の欧州のような状況では有利に働く場合がある²⁾。さまざまなシミュレーションによると、いずれにせよ、超低出生率が70~80年続く場合、年齢構成の崩壊がその勢いを促進することとなり、人口減少は復帰不能限

界点に達する可能性があると思われる。したがつて、我々は、人口動向が非持続性の領域、さらには復帰不能限界点³⁾まで達し、これにより将来の人間の存続を危うくする可能性がある現在、どのような政治的対策が適切であるか、それらの対策をどのような地域レベルで導入するべきか、そしてだれを対象とするべきかを自問する必要がある。

マクロ的観点からは、これは、家族政策のさまざまな伝統を必然的に考慮に入れるものの、EU内の政策の一貫を生み出すための共通の枠組みを有する政策の立案と実施の問題である。すなわち、この問題は、既にEUレベルの問題となつてゐる。これらの政策は、全国的レベル、または同質的な地域レベル(都市圏、過疎の山岳地帯等)においても、有効性を持つべきである。

ミクロ的観点からは、政策が家族・個人のどちらを優先するべきかという形で問題を提示することができる。個人を選んだ場合、子供か高齢者か、母親か父親かというように、どの属性の他人にどういう種類の待遇を与えるかを考慮する必要がある。しかしこれで個人に特権を与えると、既に欧州社会で広く行き渡っている過度の個人主義をさらに助長する危険性がある。またミクロ的観点から欧州の経験を振り返ってみると、1人の個人が一生の間に経験する家族の数はますます増加し、そのため、一層個人主義が助長されることを考慮しなければならない。この枠組み内では、家族は、個人が成人してからの人生を暮らす基本的な社会構造とはみなされず、個々人の人生の通過点とみなされる。しかし、一生において個人がいくつかの家族を通過したとしても、家族を支援・強化する政策の実施が、個人の福祉と社会的結束力を促進することになることは変わりがない。おそらく最良の政治的対応はまさに家族に主眼を置いた政策であろう。

家族を支援することは、一定の個人集団に特権を与え、その結果ほぼ必然的にそれ以外の

他者に不利をもたらす傾向がある部門別政策ではなく、ミクロレベルで人口関連問題を全体的にとらえた政策を実施するということである。マクロレベルにおける部門別政策は、人口問題が細分化され個別に取り扱われている国連組織のように、結果として、社会政策としての統一性と一貫性を失わせるであろう⁴⁾。

2. 家族・社会政策

2.1. 欧州連合における家族政策の伝統的相違

上述した人口動向と社会変動はEU全域で見られるが、その範囲は各加盟国によって大幅に異なり、EUの加盟国が家族分野への政府介入を組織的に計画するために採択した社会政策はさまざまである。

にもかかわらず、EUのほとんどの国では「家族政策」は十分に定義されていない。実際にほとんどの国は、明確な家族政策（家族の福祉を向上するための一連の社会政策プログラム）を策定しておらず、他の社会政策の目的の一側面として「家族」を念頭においていた一連の法的措置、助成金、サービスを導入している。

同様に、これらの政策の対象である「世帯」も時間的・空間的に明確に定義されていない。これは、その形成と解消がさまざまかつ大きな変化を受けやすいためである⁵⁾。的確に家族政策の分析範囲を限定・定義するために、既に1978年の時点で複数の学者が子供のいる夫婦を対象とした政策のみを家族政策に含めることを提案している（Kameran e Kahn, 1990）。家族政策の概要は表1に記載されている。

家族の支援を目的としたさまざまな責務を公共部門と民間部門でどのように分担しているかを分析することにより、国々における家族政策の根底にある異なる概念を説明できる。家族政策の中味と方向性の違いは異なる福祉国家観を反映したものだからである。ここでは、簡潔にするために、

表1 家族政策の構成

狭義の定義	主な「伝統的」構成要素 <ul style="list-style-type: none"> ・直接的な現金移転（家族手当、住宅手当、教育奨学金等） ・間接的な現金移転（減税、補助金等） ・産休・育児休暇と手当 ・保育所
広義の定義	「非伝統的」構成要素 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者介護手当 ・家族の養育義務がある人々に対する年金拠出金 ・雇用政策（フレックスタイム制、在宅勤務等） 家族に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻法 ・離婚法 ・同棲カップルの権利 ・子ども支援に関わる法律 ・人工妊娠中絶と避妊に関する法律 ・虐待法 ・児童福祉法 ・青少年犯罪法 サービス <ul style="list-style-type: none"> ・教育 ・保健 ・虐待を受けている配偶者・児童の保護施設 ・児童福祉サービス その他の社会政策 <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関 ・移民法 ・失業給付・手当 ・研修

出所：Gauthier A. H., 2000.

主な家族政策の構成要素として、スウェーデンに代表される「スカンジナビア・モデル」、フランスに代表される「フランス語圏モデル」、イタリアに代表される「南部モデル」を挙げる（Sgritta G. B., 1997）。これらの3種類のモデルはそれぞれ「個人の独立性」、「明確に計画された社会政策」、「家族の中心性」に基づく家族政策を表している。

スカンジナビア・モデルを完全に取り入れているスウェーデンは、両親が仕事と家族生活を両立できる施策の導入を通じた、男女平等と子供のニーズと権利を中心とした政策を特徴としている。

フランスは明確な社会政策を策定している諸国の中でも、家族に対する寛大な所得移転と働く母親へのサービスを実施しており、しだいに人口学的目標⁶⁾、子育て費用、男女平等を調和させることに成功してきた。

一方、イタリアは、EUの南部に位置する他の諸国と同様に、明確な家族政策を策定しておらず、一貫性のない社会政策を生み出している。その結果として、子供のいる家族を支援する所得移転は、明らかに限られたものとなっている。イタリアでは、普遍的な家族手当がなく、幼児期に対する行政サービスや仕事と家庭生活の両立を目的とした政策も不十分である。EUでほかにこのような状況にあるのは、スペインだけである。人口政策に対する強力な政府介入を特徴とするイタリアのファシストの経験とスペインのフランコ政権の経験がおそらく伝統的な家族形態の強化を促進し、家族・親族の結束を基盤とした家族像を作り出したのである。この家族像に基づくと、家族制度は、個人のライフサイクル全体を通じて世代間の結束の基盤として機能する。その基本的な概念は、社会の再生産の義務はほぼ例外なく家族の責任であり、国家が担うのは補助的役割に過ぎないというものである。この状況において、国家は自ら「非介入」という役割に甘んじている。同時にこのモデルでは、国家は家族の「義務」の定義を拡大したうえで財政・社会政策を策定している。これら家族に課される義務は親戚と姻戚にまで拡大され、いずれにしても核家族を超え、異なる場所に住んでいる家族にまでも及ぶ。

2.2. 子育て費用

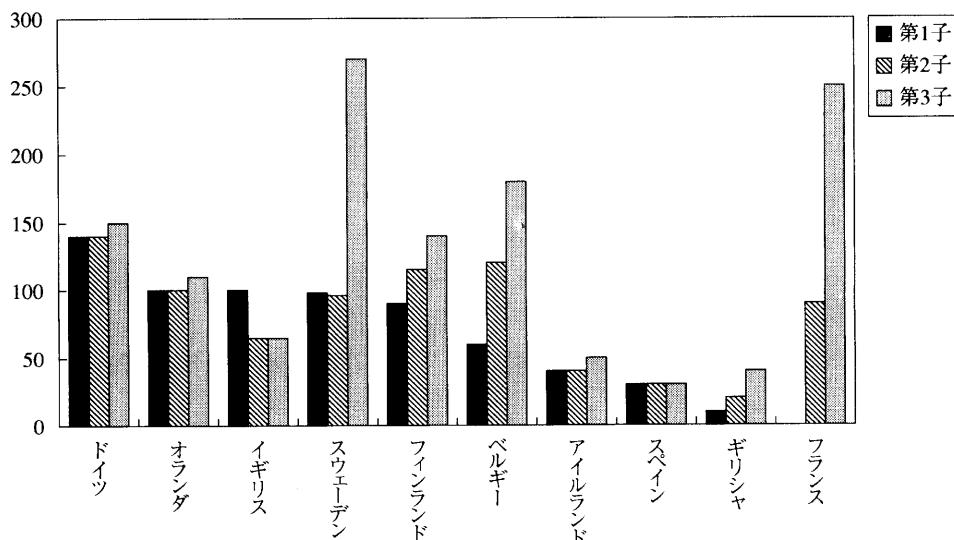
今日、EU内の出生率の問題は子育て費用と大

きく関連している。ここで言う「費用」は2つの要素を指している。第一は子供を扶養する責任、すなわち、商品とサービスの消費の面での子育て費用を経済的に負担する責任である。第二は育児責任、すなわち育児にかかる時間としての子育て費用を負担する責任である。これらの責任と費用の解釈、またその分担に関する理念により、両親の収入の援助を目的とした政策と法令、働く母親の育児休暇、あるいは子供に対する行政サービスが生まれるのである。

2.2.1. 子育ての経済的費用：直接・間接的 金銭移転および出産の集合的意識

家族手当は特に大家族の間で広まる貧困の蔓延に対処すると同時に、出生率の低下の懸念（1870年から1920年にかけて、女性一人当たりの子供の平均人数は多くの欧州諸国で半減した）に対する解決策を打ち出すために導入された。現在、家族手当は子供のいる家族に対する金銭的支援手段の枠組み内において中心的位置を占めている。EUのほとんどの国々では、手当は普遍的な性質のものである。すなわち、子供のいる家族すべてを対象とし、一般的に言うと、税を財源とする。しかし、イタリアをはじめとする数カ国では、選択的分配、すなわち子供がいる家族の中でもある特定のカテゴリーに属する家族のみを対象とするものと考えられている。

手当額は家族政策によって異なる。スウェーデンでは第3子からは高額の月額手当が支給されるが、第1子と第2子に対してはEUの平均額程度の手当にとどまっている。フランスでは子供の年齢に基づいた手当額が想定されており、第2子から初めて手当が支給され、第3子ではその支給額が相当に高く設定されている。一方、イタリアの手当は所得、世帯人数、家族形態に基づき区別されており、その結果、ごく少数の家族しか手当を受けていない。



出所：Naldini M, Saraceno C., 2001.

図1 一部のEU諸国における子供の人数別手当額(1999年)

強調すべきことは、家族手当は、両親にとって重要な、時には根本的な経済的援助であるばかりでなく、出産と育児に関する今までとは異なる集合的意識を生み出す効果を持つ政策手段であることである。実際に、家族手当は人々の育児に対する関心を直接かつ継続的に認知・認識できる具体的な尺度であり、子供を、両親の個人財ではなく、社会の共同財として認識することを促進している。また、家族手当は所得、貯蓄などの私的財産の観点からみて、(将来、賦課方式の場合にはすべての国民のための年金制度の資金を負担することとなる)子供のいる夫婦と計画的に子供をもうけない夫婦との間に生じる不公平を減らす効果も持つ。このテーマは、本論文の最後の章で再度取り上げる。

また国家は、家族に対する特別税金優遇措置(ほとんどの場合減税の形で)を通じて子育ての経済的費用を軽減している。これらは間接的な金銭移転であり、税制の多様性のために、社会政策の評価の際に考慮に入れることは難しい。扶養児童

に対するこの種の便益は子供を扶養する金銭コストに対する補償であり、特に高所得世帯にとって、家族手当自体よりも重要な役割を担う。しかし、これは手当に比べ、間接的であるため、直接的に認識しにくい手当である。

ほとんどのEU諸国では、このほかにも家族に対する現金手当が存在する。出産手当、幼児期・学齢期の子供の保育費、扶養児童のための住宅費に対する助成金などである。これらは、イタリアではほとんど知られていない。また、家族政策に関して夫婦に与えられる経済的援助は、EU内のみならず、国内においても多岐にわたる。これは、地方自治体が地域レベルの政策として、国の政策に追加・代替する政策をおこなっているからである。

2.2.2. 時間と機会に関連する子育て費用：共働きの親を対象とする保育サービスと社会対策

メンバー国間の不平等を緩和し、統一された仕事・家庭両立支援策を採択することを奨励するために、EUは1990年初期に各種の勧告を発信した。

各国で実際に採択されている内容と政策の多様性は、異なる家族概念と異なる福祉制度の特質を反映している。

公共保育サービスの提供はEU諸国内においても、子供の年齢層の間においても、大きな差異がある。3歳までの児童に対する公共サービスは、育児休暇とともに、働く母親が不相応な重荷を負うことなく、子育て費用を維持できるようにするために戦略的に重要である。EU諸国のはずれにお

いても、これらのサービスはそれほど普及していないが、特にイタリア等女性の労働市場への進出が限られている国では限られている。逆に、スウェーデン等女性の労働率が比較的高い国においては、より広く行き渡っている(Censis, 2001)。また、子供の年齢によってもサービス提供は異なる。表3は0~3歳と3~6歳の年齢層の間で見られる主な相違点を示している。

イタリアを含め、南欧の数カ国で、0~3歳の年

表2 3種類の欧州連合諸国グループにおける福祉制度、家族の役割および仕事と家庭の両立のための施策

	福祉制度	家族の役割	仕事・家庭両立のための施策
スカンジナビア諸国	社会民主的：公的介入が市場と家族を代替する傾向があり、万人に平等のサービスへのアクセスを保証することを目的としている。	個人の市民権（および経済的利益と税制上の優遇措置に対する権利）に重点が置かれ、家族の支援義務は非常に限られている。	休暇と柔軟性のある業務形態において男女平等を確保し、公的資金で賄われる高品質の水準に基づく幼児期に対する幅広いサービスの提供を通じて子供の権利を守ることにより、仕事と家庭を両立させる総合的な融和策。
フランス語圏諸国	保守的：国家は家族と比較して補助的立場にあり、計画された支援政策を通じて家族の負担を軽減する役割を果たしている。	ケアと支援の責任を家族の中心に割り当てている。	家族内労働と市場労働を明確に分離する分離戦略に基づく融和策。これは長期間の完全/部分有給休暇、保育サービス、家族手当、税制上の優遇措置を通じて、時系列的に行われる。
南部欧州連合諸国	自由主義的：国家は補助的役割を担い、通常は家族の領域には介入しない。女性の雇用は広く行き渡っているが、賃金は低く、適格な仕事が少ない。	ケアと支援の責任を家族の中心に割り当てている。ほかに選択肢がないため、家族の結束は必須条件である。	仕事と家族生活の両立は個人的な問題で、女性が雇主と意見を調整する必要があると考えられている。これらの政策は子供に対する全責任を複合家族の女性が一身に引き受ける「ファミリスト（家族主義）」戦略である。労働市場は有利な条件を提供しておらず、基準福祉モデルは暗黙のうちに家族の固い結束、男女の性別による役割分担、結婚の安定性を前提としているが、急速に変化する社会的現実にそぐわなくなっている。

出所：Scisi A., Vinci M (2002) から編集

表3 一部の欧州諸国における公共保育サービス
(1990～1995年)

学齢	児童の年齢層別、公共サービス が受けられる児童の割合 ^(a)		
	0～3 %	3～6 %	6～10 %
オーストリア	6	3	78
ベルギー	6	30	95+
デンマーク	7	48	82
フィンランド	7	21	53
フランス	6	23	99
西ドイツ	6	2	78
東ドイツ	6	50	100
英国	5	2	60
ギリシャ	6	3	70
アイルランド	6	2	55
イタリア	6	6	91
オランダ	5	8	71
ポルトガル	6	12	48
スペイン	6	2 ⁽¹⁾	84
スウェーデン	7	33	72
			64 ⁽³⁾

出所：Naldini M, Saraceno C., 2001, 欧州委員会1996

注：^(a) 公共サービスとは、総費用の50%以上が公的資金で賄われているすべてのサービスを意味する。ほとんどの国では、費用の75～100%が公的資金で支えられている。

データは義務教育ではなく、学齢児童に提供される教育・社会サービスを示している。

⁽¹⁾近似データ

⁽²⁾入手不可の情報だが、いずれにしても5%以下

⁽³⁾この数値に6歳以上の生徒を加える必要がある。

齢層の児童に対するサービスが限られている歴史的な理由は、母親による育児と比較して公共保育サービスにはほとんど価値が置かれていないことと、また、サービスの費用が非常に高いことがある。公共サービスの欠如を家族、特に女性による従来の保育に頼ることによって補っているこれらの国々においては、公共サービスによる集団保育に代わる形態の保育の可能性を考慮に入れた新しい法令が導入されてきた。

他の国々では、最適な形態の保育に関する考え方

方が異なることから、集団的保育サービスがほとんど利用されていない。集団保育に代わる保育の一つの可能性は、スウェーデンの方式である。スウェーデンにおいては、子供が生まれてから1年半は両親がともに保育にかかわることが好まれている(これは、育児休暇という法的根拠に基づいている)。

また育児休暇の代わりに、個人的保育サービスを公的資金によって賄われる形態も存在する。特にフランスでは、集団保育ではない保育サービスに与えられる公的支援が徐々に増加する傾向が見られ、これらはほとんどが税制上の優遇措置という形態を取っている。これらの税制措置は、仕事上の理由、公共集団保育サービスの欠如、または個人的ニーズのために、認定保育者支援(*assistante maternale agréée*)または自宅における預かり保育(保育ママ)を利用することを決めた人々を対象としている。

母性保護

欧州共同体の規定と各国における制令は、女性の境遇に関連する特定のリスクに対して女性を保護していると同時に、その境遇が職場内差別の口実に利用されることを防止している(欧州委員会、2000; Ufficio delle pubblicazioni ufficiali della Comunità Europea, 2002)。このため女性は、仕事をしている国にかかわりなく、職場での健康を確保するための最低期間の出産休暇および独断的な解雇の禁止など、出産の前後に十分な保護を受けている。

出産後および授乳期の女性被用者の詳しい定義は各国の国内法令で定められているため、国によって異なる。これらの相違が働く女性に対する保護水準の差異を生み出している。妊娠と授乳期間中は、女性は職場で一定の水準の安全と労働条件を確保する権利が与えられる。これを念頭に置いて、EU指令(92/85)は、妊娠中、出産直後、また授乳期間中の女性被用者の職場と業務の内容の評価を実施しなくてはならないと定めている。

同指令の施行は、既に全EU諸国に存在していた職場における健康と安全に関する規定の統合を可能にした(欧州委員会、1999)。例えば、有給休暇期間の権利(女性の仕事または労働条件を変更することが不可能な場合)、出産前の健康診断のための一時的な有給休暇に対する権利などがそれにあたる。また同指令は妊娠中または出産休暇中の被用者の解雇を禁じている。

共働きの親を対象とした社会対策

さらに、母親の育児責任(特に子供が非常に小さい時)および女性の雇用増加を考慮して、例外的な場合を除き、妊娠と出産後の期間に職務から離れることを可能とする義務的な出産休暇が母親の権利として設けられている。最近は、育児休業、すなわち父親と母親のどちらかが資格をもつ休暇期間(出産後)が導入されている。育児休暇と比較すると明らかに差異は少ないものの、それでも出産休暇の期間と補償内容はEU諸国間で大きな相違がある。例えば上記のEU指令によれば、出産休暇は最低14週間(英國の例)から最高28週間(デンマークの例)にまたがる。

父親休暇に関しては、母親の死亡または重病の場合に限り父親が取ることができる。

スウェーデンでは、育児休業制度が1974年に導入され、現在では子供が生まれてから1年半は両親がともに育児をするべきであるという考えが広く行き渡っている。このため、スウェーデンの法令は育児休暇中の補償と期間に関して十分な権利を付与している。

3. 人口構造の変化と政治的対応の展望

現時点において、EUの各国における社会・家族政策は、掲げられたすべての目標、特に家族関係における配偶者間の平等についての目標を追及してきた(Commaille J., Strobel P., Villac M., 2002)。強調すべきであるのは、家族と家族政策の変容は、

女性の置かれた状況とともに歩んできたことである。

家族、対人関係、教育、雇用における女性の新しい現状は、集合的意識に深く入り込んでおり、近代化プロセスを促進すると同時に、そこから滋養分を得て、家族と社会におけるすべての変化をもたらす連鎖的変動の中心にある。またこれは、女性の教育の著しい向上と生産構造の急激な変化によるところも大きい。生産構造の変化とは、女性の進出が比較的困難である重工業部門と建設部門の縮小と、女性労働の需要が比較的多いサービス部門の拡大である。この変化はさらに、約40年前にようやく市場に出回るようになった簡単、低価、かつ安全な避妊手段が入手できるようになった事実と並行している。これらは、わずか50~70年間のうちに(すなわち、わずか2世代のうちに)、「子供志向」の家族から、最初は「夫婦志向」の家族へ、次に特に北欧諸国において、子供の権利が他の人間すべての権利と同様にみなされる「個人志向」の家族へと移行してきた要因である。

しかし、この革命的变化に対する政府の対応は、最初はフランス(後には、スウェーデンなど)において大幅な人口減少に対する懸念が起きた100年前に考案・実施された一連の家族政策の域を出ていない。当時から数十年間の人口政策は明らかに、出生率と婚姻率が依然として適度に高かった期間に考案・適用されたものである。この時期における人口に関する懸念は、将来軍事または生産活動の衝突が起きる可能性がある国々に比較して自国の人口増加が顕著に鈍化すること、あるいは鈍化するおそれに対するものであった。

現在の懸念はそれよりも、急激な中高年死亡率の低下が、急速かつ深刻な高齢化の原因となり、さらには将来の人口減少の原因ともなる「過度」の少子化に関連するものである。また、極度の低出生率の現状では、バランスの取れた人口構成をもたらす自己制御のメカニズムは見出せない⁷⁾。最近の家族政策の手段は、家族構成員全員にとって

調和が取れ、安定した裕福な家族生活を目的としていることもあり、実際には、今の時代に十分に適したものではない。これらの政策において、出生率の刺激はごく間接的にしか目的とされていない（Bagavos C., Martin C., 2000）。

著者は、現時点では、家族政策に対する異なるアプローチを講じ、少子化問題に直接取り組む必要があると考えている⁸⁾。現在の人口は、以下の2点から維持不可能である。第一に、多くの調査が示しているように、女性・夫婦の希望子供数は平均2人以上であるにもかかわらず、実際の子供の人数は1人強であることである。第二に、人口置換水準以下の出生率であっても、女性一人当たりの子供数が1.7～1.8人前後であれば、集団は人口学的に非常に長期間存続できるが、それが1.0～1.3人前後になると存続不可能であるという事実である。

出生率が非常に低い社会では、女性は子供を持つことを「仕事」と考える場合が多いため、重大で深刻な場合はもちろん、それほど厳しくない場合も含めさまざまな生活の状況に応じて、子供を持たないことを決心することがある。この状況においては、女性・夫婦は子供を持つということは、望めば行使できる権利とみなしており、義務だとはみなしていない。

しかし、人々、社会そして経済は、「集団レベル」で仕事と子供を持つことが「義務」だとみなされ、そしてこれらの義務感が人々の集合的意識の根幹に入り込み、定着した場合に限り、存続可能である。もちろん仕事をするか、そしてどの程度仕事をするか、または仕事をしないか、子供を持つか、そして何人、いつ子供を持つか、または子供を持たないかという「個人の権利」を全面的に尊重する必要がある。この二重レベルを得るために、文化的革命が必要となる。それを、厳密に人口学的な目標を達成する明白な意図を持った家族政策の第一の目的とするべきである。つい最近まで、こ

れらの目標は女性を家庭にとどめておくための手段とみなされていたため、それを設定するのはかなり困難であった。現在では家庭の外、特に職場における女性の立場が決定的に強力になったため、このリスクはもはや存在しない。

集団的義務感には、集団全体に関連する責任を引き受けることも含まれる。高出生率の国々で産児制限をするためには社会の構成員全員の責任感が求められるのと同様に、出生率が極度に低い国々では出生率を上げるために社会全員の責任感を求められる。問題は、前者の場合近代化プロセスに伴って遅かれ早かれ集団と女性・夫婦の間に出生率の面での共通の利害が生まれるようになるが、後者の場合、ほとんどこの共通の利害が生まれないことである。したがって、集団が控えめながら出生率を増加させたいと思うのに対し、女性と夫婦が出生率を低く抑えたいと思う場合、西欧の民主主義では、集団よりも個人の利害が優先されるため（集団がそれを十分に認識していない場合はますます）、低い出生率が保たれることになる。

集団の出生率を増加させ、女性一人当たりの子供の人数を1.1～1.3人から1.7～1.8人⁹⁾に増加させるために必要なのは、3～4人の子供を欲しいと思う女性である。この目的を追求するのであれば、3～4人の子供を持つことが、集団全体だけではなく、当の女性にも利益をもたらすような手段を講じる必要がある。1.8人の合計特殊出生率を達成するために考えられる子供の人数別による女性の分布の一つの可能性を表4に示す。

表4の分布を仮定した場合、子供が欲しくない、または1人だけ欲しいと思う40%の女性に対して、社会はその願望に従い、その生活設計を実現させる自由をできる限り確保する必要がある（西欧社会で実際に行われているように）。また、3～4人の子供を持つと思われる30%の女性にも同様の自由を与えるべきである（西欧社会では実際に

表4 合計特殊出生率1.8を達成するために考えられる
子供の人数別による女性の分布

女性一人当たりの 子供の人数	0	1	2	3	4	合計
女性の人数	15	25	30	25	5	100
子供の総人數	0	25	60	75	20	180

行われていない)。

最後に、低出生率を克服し、そのことの必要性に関する集合的意識を生み出すために考えられる政策をまとめると、以下の通りとなる：

1. 第3子と第4子に対する多額の永続的な家族手当を保証する。これは以下の意味を持っている。
 - a) 女性と夫婦に希望する人数の子供を持つせる；
 - b) 経済的観点から、彼らが希望する人数の子供を適切に育てられるようにし、罪のない子供の貧困化を防ぐ；
 - c) 彼らに長期間の育児に対する自信を与え、経済的観点からみて、たとえ離婚したとしても、長年にわたる育児の時期において社会の支えがあることを保証する；
 - d) 夫婦の約3分の1が3～4人の子供を持つ場合の集団の利益を明確にする；
 - e) 逆に出生率が極度に低い国々の場合によることだが、心理的観点から、これらの夫婦を異端である、さらには贅沢であるとは考えないようにする；
 - f) 子供を持たない、または子供を1人だけ持つことを決め、現在比較的高い所得と貯蓄の機会があり、将来は他の夫婦の子供によって支払われる(賦課方式の)年金を受けることとなる夫婦と、子供のある夫婦との間の公正性を確保する；
 - g) 子供を望まない夫婦の方がはるかに満喫できる余暇時間を、子をもうける夫婦がより十分に楽しむことができる可能性を与える；
 - h) 簡単に言うと、第3子、その後できれば第4

子をもうけるためには、まず第2子をもうける必要があるため、子供が2人いる夫婦の数を増やす。

2. 一定の期間にわたり育児に専念したいと思う女性と男性が労働市場から簡単に出たり、復帰できることを保証するために、労働市場により柔軟性を持たせる。この目的のために、事業主に対する補償形態と奨励金を設けることも考えられる。
 3. 現在に比べて、就職し子供をもうける年齢を早めるための援助を行う。30歳を過ぎてから第1子をもうける場合、第3子または第4子を検討できる生物学的時間、社会的時間および心理的余裕はない。
 4. 3～4人の子供を出産し、依然として育児に非常に忙しい40～45歳の女性に対し、現在約70～75歳で、介護と援助を必要とする両親の世話にともなう負担を軽減する。この目的のために、世代間の協力および介護者となる高齢者と介護を必要とする高齢者間の世代内の結束を高める。
 5. 3～4人の子供を出産し、依然として育児に非常に忙しい50～55歳の女性に対し、一番年下の孫の世話にともなう負担を軽減する。この目的のために、例えば中学校、高等学校に通う若者を対象としたボランティア活動を奨励する。
- 表1に示されているような「伝統的な」家族政策だけでは、もはや今日の人口問題に対処するのに十分とは言えない。そのため、上記のような対策を伝統的な手段と組み合わせることを考慮すべきであろう。過去とは全く異なってしまった新しい家族、全人口、社会全体にとっては、有効かつ明確な目的を持った政策が必要なのである。

注

- 1) 1998年に、私は実人口における最低出生率を評価しようと試みた。推計的、観察された最低合計特殊出生率(TFR)(例えば、1994年の旧東ドイツでは0.77、

- または90年代初期の一部のイタリアの州では0.80前後)とともに、1990年から1995年までに国の人ロで観察された最低の年齢別出生率を組み合わせて、0.72というTFRを算出した。世代別特殊出生率に関しては、イタリアの州の最低出生率に基づき、全女性の20～30%に子供がない、その他の女性に1人だけの子供がいるケースのシミュレーションを行った。この結果、0.70～0.80が世代別特殊出生率の下限となっている。実際に国レベルでこのような低い水準に達するかどうかは別問題である(Golini, 1998)。
- 2) 国連人口部の中位推計(2001)に基づき、現在全体的に人口規模が類似しているイタリアとフランス(人口5,800～5,900万人)の2000～2010年における20～39歳の人口変動を比較すると、イタリアでは現在の1,730万人から330万人減、フランスでは現在の1,670万人から90万人減になることがある。イタリアの人口減少(年間334,000人)は生産体系に危機をもたらす可能性があるが、フランスの人口減少(年間88,000人)は比較的対応しやすく、本文で説明したように、有利な面が表に出る場合さえある。
 - 3) 長期的な低い出生率の持続可能性の問題に関しては、それを測定するために、第一に、人口統計学的観点からの状況を明らかにするさまざまなパラメータを確認することが可能である(Golini, 2000)。
 - 4) 国連組織には、より広範な状況が見られたとしても、ほぼ限定的に産児制限を取り扱っているUNFPA(国連人口基金)、児童のためのUNICEF(国連児童基金)、高齢者のための社会委員会、国連女性会議、移民と難民のためのIOM(国際移住機関)とUNHCR(国連難民高等弁務官事務所)、HIV/エイズのためのUNAIDS(国連エイズ合同計画)等一連のさまざまな機関、委員会、基金があるが、必ずしも相互のコミュニケーションと協力が効果的に行われているとは限らない。
 - 5) 例えば、欧洲各国における民事婚の割合がいかに変化しやすいか、そしてかなり異なる期間のさまざまな法律により離婚がいかに規定されてきたかに注目することができる。最近の例を見ると、オランダでいかに同性愛者の結婚が認められているかがわかる。フランスではこれらのカップルにはいわゆる“PAC”，ごく簡単に言うと民事「協約」が認められている。(これは友人等の、本人同士も「結婚」と考える結びつきではなくても、一緒に住むことを決定した両当事者が交わすことができる)。イタリアでは、認可・承認されたこれらの2種類の結婚形態はいずれも認められておらず、事実婚のみが認められている。これらの法律の相違は明らかに、家族の絆と制度に関する異なる概念を反映している。国連で家族に関する文書と勧告を承認しようとするたびに、過去から現在に至る

まで極端に対立する立場が表明されているのは決して偶然ではない。そしてその対立は、勧告の章に付けるべき表題、すなわちfamily对families(単数の家族対複数の家族)から既に始まっている。

- 6) フランスとスウェーデンは既に19世紀末に出生率の減少に対処しなくてはならなかった最初の国であった。
- 7) 当然、西欧の人口、社会、経済にとって絶対的に必要である外国移民に頼ることができ、またそれに頼らざるを得ないだろう。しかし移民は人口不足を完全に埋めることはできない。なぜなら、そのためには非常に大多数の移民を必要とし、移民を迎える国民の社会・文化構造を変えることになるためである。
- 8) またローマ法王ジョバンニ・パウロ2世は前述の2002年11月14日のスピーチで、次のように、極度に低い出生率に対する政治的対応の急務を強調した。「…政治的イニシアチブにより、子供の出産と教育の問題を社会的、経済的に軽減する絶好の機会でもある」(ローマ法王ジョバンニ・パウロ2世, 2002)。
- 9) 1.7～1.8人のTFRは、人口補充水準の限界値よりも10～15%低いため、これが依然としていかに低い数値であるかを強調しても意味がない。これは通常の長期間において、高齢化と人口減少をも引き起こすことを意味するが、これらは1.1～1.2人の出生率の場合と比較するとはるかに漸進的であるため、より対処しやすい。

参考文献

- Bagavos C., Marin C., 2000「少子化、家族および社会政策」家族問題に関する欧洲の展望、年次セミナー、2000年9月15～16日、セビリア(スペイン)
- Barbagli M., Saraceno C., 1997, “Lo stato delle famiglie in Italia”, il Mulino.
- CENSIS, 2001, “35° Rapporto sulla situazione sociale del paese”, Franco Angeli, ミラノ
- Commaille J., Strobel P., Villac M., 2002, “La politique de la famille”, Éditions La Découverte, パリ
- Dalla Zuanna G., 1996, “Paesi di antica tradizione”, in Contraccuzione e aborto alle soglie del 2000, Dipartimento di Scienze Statistiche e demografiche dell’Università degli Studi di Roma “La Sapienza” (ローマ大学ラ・サピエンサ科学統計・人口統計学部)
- De Rose A., 1997, “Scelte di fecondità e infecundità: i fattori determinanti individuali e di contesto”, in Studi di popolazione. Temi di ricerca nuova a cura di Giromi P. e Strozzi S.
- De Sandre P., Onagro F., Rettaroli R., Salvini S., 1997, “Matrimonio e figli: tra rinvio e rinuncia”, il Mulino.
- Direttiva 92/85/CEE del Consiglio, 1992年10月19日
- 欧洲委員会, 1996「1990～1995年の欧洲連合における幼

- 児に対するサービスの概要」保育に関するネットワークおよび雇用と家族の責任を両立させるためのその他の対策、ルクセンブルク、欧州委員会、欧州第5総局
- 欧州委員会、1999, *Relazione della Commissione sull'applicazione della Direttiva 92/85/CEE*, ブリュッセル, 1999年3月15日, COM 100 def.
- 欧州委員会、2000, *Relazione della Commissione su "Pari opportunità per le donne e gli uomini nell'Unione europea*, ブリュッセル, 2000年3月8日, COM 123 def.
- ユーロスタット, 2002, "La situazione sociale dell'Unione Europea—2002. In breve"
- Gauthier A. H., 2000「欧州の出生率と家族に影響を与える社会政策：15の加盟国に関する調査」家族問題に関する欧州の展望, 年次セミナー, 2000年9月15～16日, セビリア(スペイン)
- ジョバンニ・パウロ2世, *Messaggio del Pontefice alle Camere*, Corriere della Sera, 2002年11月14日, pp.11.
- Golini A., 1998「出生率はどこまで下がるか? 実証的調査」*Population and Development Review*, 24 (1), 3月号, pp.59-73.
- Golini A., 2000「イタリアの出生率の水準と動向: 望ましいものであるか、また持続可能であるか?」人口補充出生率以下, 国連人口報告, 特集号第40/41, 1999年, ニューヨーク, 2000.
- IARD, 2001, "Studio sulla condizione e sulle politiche giovanili in Europa", ミラノ, pp.12.
- ISTAT, 2000, "Le strutture familiari", *Indagine Multiscopo su Famiglia, soggetti sociali e condizione dell'infanzia*.
- Kahn A. J., Kamerman S. B., 2000「社会保護の比較調査の方法論に関する注意」社会保障政策・制度の国際比較, 1990年6月にパリで開催された会議議事録, MIRE e ISSA
- Lesthaeghe R., 2001「延期と回復: 6カ国の西欧諸国における最近の出生動向と予測」、「少子化に関する国際的展望: 動向、理論および政策」に関する IUSSP(国際人口問題研究連合)セミナーで提出された論文. IUSSP 少子化作業部会および国立社会保障・人口問題研究所, 2001年3月21～23日
- Naldini M, Saraceno C., 2001, "Sociologia della famiglia", il Mulino.
- Ufficio delle pubblicazioni ufficiali della Comunità Europee, 2002, "Pari diritti opportunità per le donne e gli uomini"
- Santini A., 1986, "Recenti trasformazioni nella formazione della famiglia e della discendenza in Italia e in Europa", in ISTAT, pp.121-144.
- Scisi A., Vinci M., 2002, "Le politiche di conciliazione tra famiglia e lavoro", Dip. Di Sociologia Università cattolica del Sacro Cuore—ミラノ
- Sgritta G. B., 1997, "Il sostegno economico ai figli: un quadro europeo", in "Lo stato delle famiglie in Italia" a cura di Bargagli M. e Saraceno C., il Mulino.
- (Antonio Golini
ローマ大学ラ・サピエンサ人口統計学部教授)